

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第13号

## 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条中「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備」を加え、「入力する」を「入力し、又はこれに代わる認証を行う」に改める。

### 付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。